

# 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」フォローアップ（概要）

資料 1 - 1

## 1 平穏な暮らしを脅かす犯罪の抑止

「地域安全安心ステーションモデル事業」、地域安心安全情報共有システムの開発、「地域ボランティア活動推進事業」等を通じた、自主防犯活動に取り組む地域住民、防犯ボランティアの支援。

地域ぐるみの学校安全体制整備や防犯教室の推進、学校施設の安全管理の促進等による、学校等の安全対策の推進。

現金自動預入支払機（ATM）に隠しカメラ等が設置されていた事案に対処するため、ATM機器及びその周辺の点検等を金融機関関係団体に要請。

政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱を定める「犯罪被害者等基本計画」の策定に向けた検討。

## 2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

保護観察に付された者に対する措置、触法少年・く犯少年に係る事件の調査手続の整備等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を国会提出予定。

少年指導委員の職務の充実化及び性風俗関連特殊営業の違法広告に対する罰則等を盛り込んだ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正。

若者が自らの適正にあった職に就くことを支援するためのカウンセリング等を受けられるワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の整備などによる少年の社会適応の支援。

## 3 国境を越える脅威への対応

事前旅客情報システム（APIS）の運用状況を踏まえた、航空機及び船舶の長等による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化の検討。

平成17年度中のIC旅券の導入に向けた作業及び生体認証技術（バイオメトリクス）を活用した出入国審査体制の構築等によるテロ・犯罪・不法滞在対策等の推進。

捜査協力や受刑者移送等について協議した日中治安当局間協議の実施、韓国との刑事共助条約の実質合意等を通じた外国捜査機関との連携。

港湾保安の向上と物流の効率性の両立を図る出入管理の高度化

## 4 組織犯罪等からの経済、社会の防護

国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の早期締結に向け、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会提出。

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策について、有識者による検討会で出された提言を踏まえ、法改正に向けて検討。

特定商取引法による取締りの強化及び被害防止のための啓発強化などによる高齢者を対象とした悪質な住宅リフォーム訪問販売対策の推進等による消費者保護対策の強化。

## 5 治安回復のための基盤整備

増員について、18年度においては、地方警察官（3,500人）、検察庁職員（288人）、税関職員（233人）、麻薬取締官等（20人）、港湾保安調査官等（35人）、海上保安官等（211人）、入国警備官等（212人）、査証官（7名）の増員の実現を目指している。

DNA型鑑定の結果から得られた被疑者に係るDNA情報についてのデータベース化の運用を開始するなど、先進的な捜査技術を確立。

再犯防止の一環として保護観察中の所在不明者の所在調査を強化するなど、更生保護制度の充実強化。